

西条キャンパスにおける 統一的交通要項が制定されました！

交通問題対策委員会では、学部の統合移転を機に、「広島大学西条キャンパスの構内交通に関する要項」案を作成し検討していたが、去る2月28日付けで制定された。

西条キャンパスでは、車の交通量の増大に伴い学内の交通事故が頻発しており、昨年の9月上旬から10月上旬に行った学生委員会のアンケート調査結果では、危険だと思う箇所は、①下見中郷線とブルーパールの交差点、②馬木八本松線と学生会館前への進入路の交差点、③ブルーパールから理学部への進

入路、④学校教育学部のカーブ付近と郵便局前からの進入路、となっている。

事故に遭った場所としては、文学部前の道路、工学部と馬木八本松線との交差点、学校教育学部のカーブ付近、理学部前などとなっている。特に、学内は20km/hの速度となっているにもかかわらず、理学部前の道路を40km/h以上のスピードで駆け抜ける車が後を絶たず、歩行者の安全を脅かしている。

この要項の制定を機に、学内の構成員各位の自制を促したい。

西条キャンパスの構内交通に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、広島大学西条キャンパス構内(以下「構内」という。)における交通の安全、災害及び騒音の防止等を図るため、自動車、二輪車及び自転車(以下「車両」という。)の交通に関し必要な事項を定め、もって教育研究環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この要項において「委員会」とは、広島大学交通問題対策委員会をいう。

(駐車制限)

第3条 車両(自転車を除く。)を構内に駐車又は駐輪できる者は、次条に規定する構内駐車証の交付を受けた者とする。

(構内駐車証の種類及びその交付申請資格等)

第4条 構内駐車証の種類及びその交付申請資格は、次の表のとおりとする。



区分	構内駐車証の種類	交付申請資格
自動車	構内駐車証(A) (別記様式第1及び別記様式第3)	1 構内の部局等に勤務する教職員で、自動車による通勤を届け出ているもののうち任意による対人の自動車損害賠償責任保険又は共済(以下「任意保険」という。)の契約を締結している者 2 構内の部局等以外の部局等に勤務する教職員で、その職務遂行上特に構内に駐車する必要があるもののうち任意保険の契約を締結している者
	構内駐車証(B) (別記様式第1)	1 構内の学部等に在籍する学生(研究生及び科目等履修生を含む。以下同じ。)で、自動車を利用して通学するもののうち任意保険の契約を締結し、委員会が定める安全教育を受けた者 2 構内の学部等以外の学部等に在籍する学生で、構内の学部等で受講するもの及び課外活動等のため自動車で構内へ入構するもののうち任意保険の契約を締結し、委員会が定める安全教育を受けた者
	構内駐車証(C) (別記様式第1)	1 学外者で、構内へ所用のため常時入構するもの 2 構内の部局等に通勤する非常勤講師
	構内駐車証(D) (別記様式第2)	自動車で構内へ臨時に入構する者
二輪車	構内駐車証(E) (別記様式第3)	1 構内の部局等に勤務する教職員で、二輪車による通勤を届け出ているもののうち任意保険の契約を締結している者 2 二輪車を利用して通学する学生のうち任意保険の契約を締結し、委員会が定める安全教育を受けた者



(構内駐車証の交付申請及び交付手続)

第5条 構内駐車証の交付申請及び交付手続は、次の表のとおりとする。

区分	構内駐車証の種類	申請受付及び交付係	交付申請	交付手続
自動車	構内駐車証(A)	申請者が所属する部局等の庶務担当係	申請書(別記様式第4)に必要な事項を記入の上、申請する。	構内駐車証に必要な事項を記入の上、交付する。
	構内駐車証(B)	申請者が在籍する学部(1年次生にあっては総合科学部)の厚生補導担当係	申請書(別記様式第5)に必要な事項を記入の上、申請する。	
	構内駐車証(C)	用務先部局等の用務担当係	申請書(別記様式第4)に必要な事項を記入の上、申請する。	
	構内駐車証(D)	用務先部局等の用務担当係	構内駐車証(D)に必要な事項を記入の上、申請する。	
二輪車	構内駐車証(E)	申請者が所属又は在籍する学部等の庶務又は厚生補導担当係(ただし、1年次生にあっては、総合科学部の厚生補導担当係)	申請書(別記様式第6又は別記様式第7)に必要な事項を記入の上、申請する。	

2 申請者は、交付申請の際、学生証又は職員証(身分証明書)、運転免許証、自動車検査証、任意保険の契約を締結していることの証書等を提示しなければならない。

(構内駐車証の貸与等の禁止)

第6条 構内駐車証の交付を受けた者は、構内駐車証を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証の有効期限等)

第7条 構内駐車証(A)、(B)、(C)及び(E)の有効期限は1年とし、構内駐車証(D)の有効期限は当日限りとする。

2 構内駐車証(構内駐車証(D)を除く。)の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに構内駐車証の更新又は再交付を受けなければならない。

- 1 構内駐車証の有効期限が到来したとき。
- 2 車両(自転車を除く。)の更新(車両登録番号に変更があったときを含む。)をしたとき。
- 3 構内駐車証を紛失又は汚損したとき。

3 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

(構内駐車証の返還)

第8条 構内駐車証(構内駐車証(D)を除く。)の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、その所持している構内駐車証の交付を受けた係に速やかに返還しなければならない。

- 1 構内駐車証の有効期限が到来したとき。
- 2 構内駐車証の更新又は再交付を受けたとき。
- 3 車両(自転車を除く。)により入構する必要がなくなったとき。
- 4 前各号に掲げる場合のほか、第4条に規定する構内駐車証の交付申請資格を欠くに至ったとき。

(遵守事項)

第9条 構内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- 2 構内駐車証(別記様式第3を除く。)は、運転席前面に置くこととし、ステッカー(別記様式第3)は自動車にあっては後面窓右側に、二輪車にあっては車体にはること。
- 3 速度は、時速20キロメートル以内とすること。
- 4 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- 5 指定駐車場には、指定された者以外駐車しないこと。

(6) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。

(7) 構内の部局等の行事又は緊急事態の発生により、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。

(指導及び取締り)

第10条 構内の車両の交通指導及び取締りは、委員会が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 第3条及び第7条から第9条(第1号から第3号までの規定を除く。)までの規定に違反した場合は、次の各号に掲げる措置を採ることができる。

- 1 違反車両については、告知書(別記様式第8)をのり付けした上、当該車両を固定すること。
- 2 違反回数が3回以上等悪質な者については、以後3か月間、構内への駐車及び駐輪を禁止すること。

2 前項第1号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教官又はチューター、教職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第12条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1か月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(適用除外)

第13条 緊急自動車については、この要項は適用しない。

2 広島大学の公用車、郵便車、清掃車、タクシー及びバスについては、第3条から第7条まで及び第9条第2号の規定は適用しない。

3 次の各号に掲げる日については、第3条の規定は適用しない。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 4 その他委員会が定めた日

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、構内交通に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。
(別記様式は略)